

●香川県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業者の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成25年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者）の名称 及び主たる事務所の所在地		サービ スの種 類
		変 更 前	変 更 後	
平成24年 11月21日	株式会社MIRI C 坂出市川津町127 番地1	株式会社MIRIC 坂出市川津町3333番地1	株式会社MIRIC 坂出市川津町127番地1	福祉用具貸 与 特定福祉用 具販売 介護予防福 祉用具貸与 特定介護予 防福祉用具 販売